

寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行			改正案		
～略～			～略～		
(設備の基準)			(設備の基準)		
第28条 小規模保育事業A型を行う事業所(以下「小規模保育事業所A型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。			第28条 小規模保育事業A型を行う事業所(以下「小規模保育事業所A型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。		
(1)～(6) (略)			(1)～(6) (略)		
(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。			(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。		
ア (略)			ア (略)		
イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。			イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。		
階	区分	施設又は設備	階	区分	施設又は設備
2階	(略)		2階	(略)	
3階	(略)		3階	(略)	
4階以上の階	常用	(略)	4階以上の階	常用	(略)
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙す		4階以上の階	避難用

		<p>該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かつて開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、<u>同条第3項第2号、第3号及び第9号</u>を満たすものとする。))</p>
	2	(略)
	3	(略)

		<p>該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)</p> <p>_____を _____を通じて連絡することとし、かつ、<u>同条第3項第3号、第4号及び第10号</u>を満たすものとする。))</p>
	2	(略)
	3	(略)

	ウ～ク (略)	<p>～略～</p> <p>(制定附則)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p><u>(加える)</u></p> <p><u>(加える)</u></p>
--	---------	--

	ウ～ク (略)	<p>～略～</p> <p>(制定附則)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p><u>(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)</u></p> <p><u>第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)</u>又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、<u>当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を置かなければならない。</u></p> <p><u>第7条 前条に規定する事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼</u></p>
--	---------	--

(加える)

稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。

(加える)

第8条 附則第6条に規定する事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所(以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。)において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

～略～

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士(第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2条の規定の適用がないものとして第29条第2項又は第44条第2項の規定により算定した数)の3分の2以上、置かなければならない。

～略～

(改正附則)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。